

勝浦町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	6,042人	3,327,729	千円	399,176	千円 17.1%	19.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村(Ⅱ-0)平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
21年度	68人	227,992	35,601	91,247	千円 354,840	千円 5,218	千円 6,037

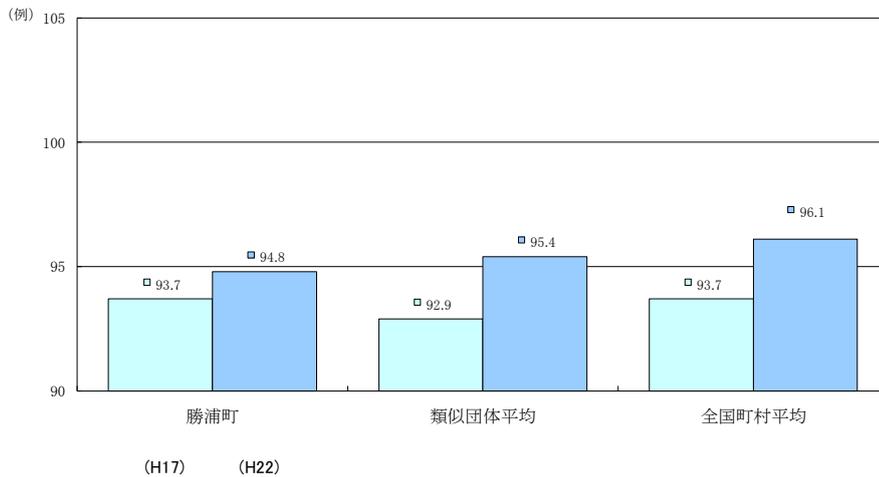
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

本町の財政の健全化に資するため、特別職の給料を次のとおり減額しています。

平成22年4月1日～	町長の給料を15%減額
	副町長、教育長の給料を7%減額

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 (本町は、人事委員会を設置していないため、この項目については、記載していません。)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %	
○年度			( ) %	%	%

(参考)	
国の改定率	%
0.35	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給 (本町は、人事委員会を設置していないため、この項目については、記載していません。)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月	
○年度					月

(参考)	
国の年間支給月数	月
4.50	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (22年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
勝浦町	43.9 歳	300,500 円	365,067 円	326,407 円
徳島県	44.2 歳	326,401 円	406,981 円	355,152 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.4 歳	315,968 円	367,106 円	347,014 円

②技能労務職

区分	公務員				対応する民間の類似職種	民間		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) 国ベース		平均年齢	平均給与月額 (B)		
勝浦町	52.9	19	271,500	293,958	281,353				
うち学校給食員	53.2	6	265,900	272,050	263,650	調理師	42.8	230,200	1.18
うち用務員	52.8	4	276,700	306,655	288,746	用務員	53.8	213,600	1.44
徳島県	46.7	273	313,314	354,076	332,733				
国	49.3	3,955	284,514	—	322,291				
類似団体	51.2	—	301,054	317,495	314,413				

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職員の初任給の状況 (22年4月1日現在)

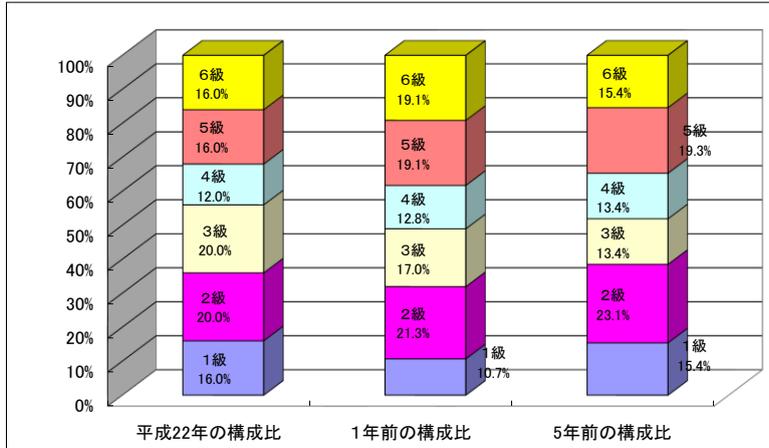
区分	勝浦町	徳島県	国
一般行政職	170,200 円	178,800 円	172,200 円
技能労務職	140,100 円	144,500 円	140,100 円
	140,100 円	141,900 円	—
	— 円	133,100 円	—

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

**(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (22年4月1日現在)**

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事, 主事補, 書記の職務又は同程度の職務	8 人	16.0 %
2 級	主事の職務又は同程度の職務	10 人	20.0 %
3 級	係長, 事務主任, 主事の職務又は同程度の職務	10 人	20.0 %
4 級	課長補佐, 係長の職務又は同程度の職務	6 人	12.0 %
5 級	課長補佐の職務又は同程度の職務	8 人	16.0 %
6 級	課長の職務又は同程度の職務	8 人	16.0 %

(注) 1 勝浦町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

**(2) 昇給への勤務成績の反映状況**

一律昇給(人事評価が未実施であるため、昇給区分に差を設けなかった。)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤働手当

勝浦町	徳島県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,390 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,686 千円	
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤働手当 1.40 月分 ( ) 月分 ( ) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤働手当 1.40 月分 ( ) 月分 ( ) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤働手当 1.40 月分 ( ) 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 行政職給料表 職務の級3級の職員 100分の5 職務の級4級および5級の職員 100分の10 職務の級6級の職員 100分の15 特別職 100分の15	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 23~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤働手当への勤務実績の反映状況（一般職）

一律支給（人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給を行った。）
---

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

勝浦町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 23.50 月分	勤続20年 23.50 月分
勤続25年 33.50 月分	勤続25年 33.50 月分
勤続35年 47.50 月分	勤続35年 47.50 月分
最高限度額 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
(退職時特別昇給 )	
1人当たり平均支給額 19,283 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（この手当については、本町は該当ありません。）

(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 人の 国の制度(支給率) %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（21年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	0 %
手当の種類(手当数)	

※ 平成20年度から一般行政職に係る特殊勤務手当を廃止。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	12,740 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	187 千円
支給実績 (20年度決算)	13,165 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	223 千円

## (6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 月 13,000円 その他6,500円 (3人目以上は5,000円) (扶養親族たる子のうち15歳~22歳の者は、5,000円加算)	同		8,722 千円	128,265 円
住居手当	借家等に居住し、家賃を払っている職員に支給 借家等居住①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃の月額から12,000円を控除した額②月額23,000円を超える家賃を支払っている職員・・・家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)に11,000円を加算した額	同		2,464 千円	94,769 円
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 通勤距離に応じ、月4,200円~月18,600円	異	支給区分及び手当金額	3,275 千円	77,976 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給 平成19年4月から役職に応じた定額支給に変更	異	支給区分及び手当金額	4,481 千円	497,889 円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 時間外勤務1時間につき・・・当該職員の時間単位×100分の125 (22時から翌日5時までの場合は100分の150) 年末年始の休日 (1月1日~3日、12月29日~31日) 当該職員の時間単位×100分の150 (22時から翌朝5時までの場合は100分の175)	異		12,740 千円	187,000 円
産業教育手当				千円	円
宿日直勤務手当	宿日直勤務をした職員に支給 本庁 1回 4,000円 病院 1回 7,300円 医師 1回 20,000円	異	支給区分及び手当額等	3,919 千円	63,210 円

## 5 特別職の報酬等の状況 (22年4月1日現在)

区分	給料	月 額	
		(参考)類似団体における最高	最低額
給料	市区町村長	624,750 円	834,000 円 / 321,000 円
	副市区町村長	735,000 円	673,000 円 / 363,000 円
	収入役	546,840 円	595,000 円 / 464,000 円
報酬	議長	245,700 円	364,000 円 / 220,000 円
	副議長	273,000 円	285,000 円 / 162,900 円
	議員	210,600 円	234,000 円 / 135,800 円
期末手当	市区町村長 副市区町村長 収入役	(21年度支給割合) 3.05	月分
	議長 副議長 議員	(21年度支給割合) 3.05	月分
退職手当	市区町村長 副市区町村長 収入役	(算定方式) 735,000円×43.5/100×在職月数 588,000円×25.75/100×在職月数	(1期の手当額) 15,346,800円 7,267,680円
	備考		(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

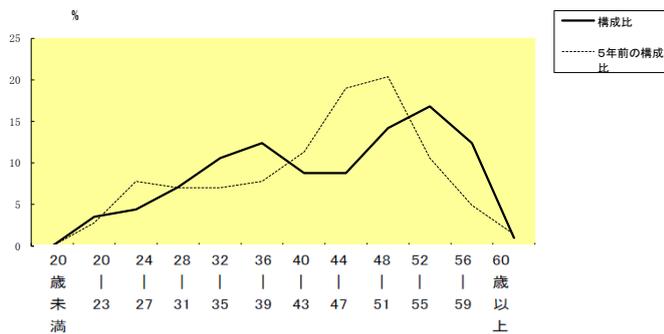
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職 員 数	対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
				平成21年	平成22年
普通会計部門	一般行政部門	58	56	△2	保育所民営化による人事異動
	計	58	56	△2	
	教育部門	11	12	1	保育所民営化による人事異動
	消防部門				
	小計	69	68	△1	
公営企業部門等		46	45	△1	看護師退職 人事異動
	小計	46	45	△1	
合 計	115	113	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.2 人	
	[ 155 ]	[ 155 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	5人	8人	12人	14人	10人	10人	16人	19人	14人	1人	113人

### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### ①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

(一般行政部門職員)

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
71人	56人	15人	21%

#### (参考) 勝浦町行政改革推進プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成 21 年 3 月 31 日	15%の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分		17年	18年	19年	計	(参考)
		計画始期	1年目	2年目		数値目標
一般行政	職員数	71	66	64	—	65
	増減		5減	2減	100(%)	
教育	職員数	12	11	11	—	11
	増減		1減		100(%)	
消防	職員数				—	
	増減				(%)	
公営企業等	職員数	42	41	41	—	41
	増減		1減		100(%)	
計	職員数	125	118	118	—	118
	増減		7減		100(%)	

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。  
 2 ( )内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度	864,778	30,044	436,572	50.5	50.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
21年	46	166,441	55,302	66,780	288,523	6,272

(参考)市町村病院事業平均 一人当たり給与費
千円
6,852

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、21年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給
勝浦町(医師)	48.0 歳	475,850 円
勝浦町(看護師)	42.0 歳	290,211 円
団体平均 (医師)	43.0 歳	564,908 円
団体平均 (看護師)	41.7 歳	306,909 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

勝浦町(病院分)		勝浦町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(21年度)	千円	1人当たり平均支給額(21年度)	千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 ( )月分	1,452	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 ( )月分	1,390
(加算措置の状況(19年4月1日現在)) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 行政職給料表 職務の級3級の職員 100分の5 職務の級4級および5級の職員 100分の10 職務の級6級 100分の15 医療職給料表(1)(医師) 職務の級1級の職員 100分の5 職務の級2級の職員 100分の10 職務の級3級及び4級の職員並びに5級の職員 100分の15 医療職給料表(2)(検査技師等医療時職) 職務の級3級及び4級の職員 100分の5 職務の級5級の職員 100分の10 職務の級6級の職員 100分の15 医療職給料表(3)(看護師等) 職務の級3級の職員 100分の5 職務の級4級及び5級の職員 100分の10		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 行政職給料表 職務の級3級の職員 100分の5 職務の級4級および5級の職員 100分の10 職務の級6級 100分の15	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (21年4月1日現在)

勝浦町				勝浦町 (一般行政職・団体平均等)			
(支給率) 自己都合		勤奨・定年		(支給率) 自己都合		勤奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			
(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額 19,283 千円)				(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額 19,283 千円)			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在) (この手当については、本町は該当ありません。)

支給実績(18年度決算)		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(〇年度決算)		0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
	%	人
		一般行政職の制度(支給率)
		%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	8,798 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	314,214 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	60.8 %		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
院長手当	院長		月額80,000円
副院長手当	副院長		月額50,000円
医師危険手当	医師全員		月額30,000円
医師研修手当	医師全員		月額30,000円
主任看護師手当	主任看護師		月額8,000円
検査技師危険手当	検査技師	検査業務	月額5,000円
診療放射線技師危険手当	診療放射線技師	レントゲン業務	月額10,000円
看護師危険手当	看護師全員	看護業務	月額3,000円
夜間介護手当	看護師全員	夜勤	1回3,400円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	7,171 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	155 千円
支給実績 (20年度決算)	7,786 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	173 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (21年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 月 13,000円 その他6,000円 (3人目以上は5,000円)(扶養親族たる子のうち15歳～22歳の者は、5,000円加算)	同		3,377 千円	225,133 円
住居手当	自己所有の家に居住するか借家等に居住し、家賃を払っている職員に支給 借家等居住①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃の月額から12,000円を控除した額②月額23,000円を超える家賃を支払っている職員・・・家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)に11,000円を加算	同		1,905 千円	173,181 円
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 通勤距離に応じ、月4,200円～月18,600円	同		3,449 千円	95,805 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給 平成19年4月から役職に応じた定額支給に変更	同		2,509 千円	627,250 円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 時間外勤務1時間につき・・・当該職員の時間単位×100分の125(22時から翌日5時までの場合は100分の150)年末年始の休日(1月1日～3日、12月29日～31日)当該職員の時間単位×100分の150(22時から翌朝5時までの場合は100分の175)	同		7,171 千円	155,891 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間勤務が割り振られた職員に支給 時間外勤務1時間につき・・・当該職員の時間単位×100分の25	同		2,076 千円	122,117 円
宿日直手当	病院 1回 7,300円 医師 1回 20,000円	同		13,378 千円	284,638 円